

一般社団法人蔵前工業会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人蔵前工業会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、科学技術及び工業の発展に資するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術及び工業の振興並びにこれらに関する教育・啓発及び人材の育成に資する事業
- (2) 科学技術及び工業の分野における人材の活用に関する事業
- (3) 東京工業大学との連携及びその支援に関する事業
- (4) 会誌等の発行に関する事業
- (5) 講演会、見学会、交流会等の事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員及び代議員

(会員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 次に掲げる者であつて、第8条に定める会費を支払った者
 - ア 東京工業大学及びその前身校の卒業又は修了者（附属専門部、教員養成所等を含む。）。なお、東京工業大学大学院在学者を除く。
 - イ 東京工業大学大学院において修士又は博士課程を修了した者
 - ウ 東京工業大学の教職員で大学長の推薦を受けた者
 - エ 東京工業大学に論文を提出して学位を受けた者

(2) 登録会員

- ア 東京工業大学及びその前身校の卒業又は修了者（附属専門部、教員養成所等を含む。）
- イ 東京工業大学大学院において修士又は博士課程を修了した者
- ウ 東京工業大学に論文を提出して学位を受けた者
- エ 2 箇年度会費を支払わず、正会員の資格を喪失した者

(3) 学生会員 東京工業大学及び東京工業大学大学院在学で第 8 条に定める会費を支払った者

(4) 名誉会員 科学技術、工業等の分野で顕著な功績のあった者で理事会が推薦した者

(代議員)

第 6 条 この法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 11 条第 1 項第 5 号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、次に定める選挙区から選出される代議員をもって社員とする。選挙区は第 34 条に定める支部により構成するものとし、選挙区ごとの定数は、各支部 1 人を基礎数とし、概ね正会員 300 人に 1 人を加えた数とする。ただし、原則として正会員 50 人未満の支部の場合は、概ね 100 人を目途に他の支部と地域ブロックを形成し、その地域ブロックを選挙区として代議員を選出することとする（端数等の取扱いについては理事会で定める。）。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第 2 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第 2 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、3 月までに実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、理事会は必要な細則を定める。

7 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

8 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。
（正会員及び学生会員の資格の取得）

第 7 条 この法人の正会員及び学生会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
（経費の負担）

第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため正会員及び学生会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。
（任意退会）

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
（除名）

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1) この定款その他の規則に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
（会員資格の喪失）

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 総代議員が同意したとき。
(2) 当該会員が死亡したとき。

2 正会員が第 8 条の支払義務を 2 箇年度以上履行しなかったときは、正会員

の資格を喪失し、登録会員となる。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会であらかじめ定めた理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 総会に出席しない代議員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって議決権を行使できる。この場合はその代議員は出席したものとみなす。
- 5 代議員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合はその代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した代議員のうちから総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち、12名以内を業務執行理事とする。また副理事長を置くことができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 総会が理事及び監事を選任する場合は、理事会の意見を参考にすることができる。
- 3 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 副理事長は、理事会の決議によって業務執行理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、業務執行理事として理事長を補佐する。

4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第 24 条 この法人は、法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(役員 の 任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 総会が理事及び監事を解任する場合は、理事会の意見を参考にすることができる。

(役員 の 報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対

しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役)

第 28 条 この法人に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会であらかじめ定めた理事がこれに当たる。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 支部

(支部)

第34条 この法人は、理事会の決議により支部を置くことができる。

2 支部の設置及び廃止等に関する規程並びに運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第8章 部会、委員会等

(部会、委員会等)

第35条 この法人は、理事会の決議により部会、委員会等を設置することができる。

2 部会、委員会等の運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(基金)

第39条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国立大学法人東京工業大学等の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局及び委任

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の決議を経て、理事長が任免する。事務局の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し重要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事（理事長）は庄山悦彦とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人蔵前工業会の会員である者は、第 7 条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日にこの法人の会員になったものとみなす。会員の種類については、第 5 条に定めるところによる。

5 この定款の施行後最初の代議員は、第 6 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

附 則

この定款は、平成 30 年 6 月 7 日から施行する。